

01. 広瀬病院 院内感染対策委員会規程

(目的)

第1条 広瀬病院における院内感染対策を討議・検討し、その効率的な推進を図るため、院内感染対策委員会(以下「感染委員会」という)を設置する。

(管掌事項)

第2条 感染委員会は病院長の命令により次の事項を管掌する。

- 1 院内感染対策に関する基本的考え方
- 2 院内感染対策のための委員会および感染対策部門の組織に関する事項
- 3 院内感染対策のための職員研修に関する事項
- 4 感染症の発生状況報告に関する事項
- 5 院内感染発生時の対応に関する事項
- 6 患者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

(組織)

第3条 感染委員会は、次に掲げる者で構成する。

- 1 感染委員長(病院長)
- 2 病院管理者(事務部長・看護部長)
- 3 院内感染管理者(以下「感染対策室長」という)(専任者)
- 4 診療部・看護部・医療技術部・薬局長・臨床検査室長・特殊治療部・在宅診療部・事務部・法人事務局・臨床推進研究センター・医療安全対策室 各代表(以下「感染委員」という)

(任期)

第4条 感染委員の任期は1年間とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の感染委員の任期は前任者の在任期間とする。

(感染委員長)

第5条

- 1 感染委員会に委員長を置き、病院長がこれにあたる。
- 2 感染委員長は会を統括し、委員会を代表する。
- 3 感染委員長は、感染リーダーを指名し、場合により職務を代理させることができる。

(招集)

第6条

- 1 感染委員会は、感染委員長が招集する。
- 2 感染委員会は、原則として月1回定期的に開催する。
- 3 2項のほか、感染委員長が必要と認める場合に開催する。

(議事録の作成)

第7条

- 1 感染委員会は書記を置き、会議を開催した場合は議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録は、総務課で5年間保存する。
- 3 総務課は、議事録の内容をサイボウズ office・院内掲示板で、職員にむけて病院内のみで公開する。

(秘密の保持)

第8条

感染委員会の感染委員として知り得た事項に関しては、正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(その他)

第9条

前条に定めるもののほか、感染委員会の運営その他必要な事項に関しては、感染委員長が別に定めることができる。

附則

この規定は、2009年3月26日から施行する。

この規程は、2024年9月27日より改訂施行する。